

産後家事・育児支援事業

1歳未満のお子さんがいるご家庭に、家事育児ヘルパーが訪問し、家事や育児などのお手伝いをします



対象

市内に居住する1歳未満の乳児がいる家庭で、日中の時間帯に親族等の支援が受けられない方

利用時間

月曜日から土曜日まで（12月29日から1月3日までを除く）
午前9時から午後5時までの間で、一日2時間以内（1時間単位）になります。

利用可能時間

利用期間	利用時間の上限
生まれてから満1歳の誕生日の前日まで	60時間

支援内容

ご自宅に家事育児ヘルパーが訪問し、保護者が日常行っている家事や育児のお手伝いをします。

家事の援助	・簡易な食事の支度及び下準備 ・衣類の洗濯 ・住居等の簡易な掃除、整理整頓 ・食材及び生活必需品の買い物
育児の補助	・授乳介助 ・おむつ交換補助 ・沐浴の補助
その他必要な家事・育児の補助	



※育児の補助は、家事育児ヘルパーと保護者が一緒に行います。

家事育児ヘルパー

市内の訪問ヘルパー事業者等に委託して支援事業を実施します。
一定の研修を受けた方が、家事育児ヘルパーとして訪問します。

費 用

無料

ただし、食材や生活必需品等の買い物実費分や移動のための交通費、
駐車場代等は、家事育児ヘルパーの分を含め実費となります。

ご利用までの流れ



①申請書を提出する

- ・健康保険証など氏名・生年月日が確認できるものを持参のうえ、あきる野ルピア2階こども家庭センターで申請してください。
- ・申請書は、こども家庭センターの窓口にあります。

②利用調整

- ・申請内容に基づき市と委託事業者とで家事育児ヘルパー派遣の調整を行います。
- ・市と利用者として、利用開始日や週の利用回数、時間などの確認を行います。
- ・状況等により、訪問や電話でご確認させていただきます。

③利用決定通知が届く

- ・利用が決定したら、「産後家事・育児支援事業利用承認通知書」が届きます。
- ・通知書が届きましたら、利用日時等ご確認ください。

④支援を受ける

- ・家事育児ヘルパーが自宅に訪問し、家事や育児のお手伝いをします。
 - ・食材や生活必需品等の買い物実費および交通費等は、直接訪問事業者にお支払いください。
 - ・ヘルパーの訪問をキャンセルする場合は、**必ず前日の午後5時までに** こども家庭センターの子育て支援事業係または、母子保健係にお電話をお願いします。
 - ・当日キャンセルの場合は、その日に申請した時間を利用した事とみなします。
- 【こども家庭センター】 月～土（祝日、第2水曜日を除く） 8:30～17:00
子育て支援事業係 ☎042-550-3361
母子保健係 ☎042-550-3340

【事業についての問い合わせ】

こども家庭センター 子育て支援事業係
TEL：042-550-3361